

教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第3号

教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則

義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間に関する規則（平成元年香川県教育委員会規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「条例」という。）第7条、第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、教育職員（条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第7条の教育委員会規則で定める時間）

第2条 条例第7条の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、休憩時間を除き、38時間45分とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る条例第7条の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。） 当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い任命権者が定めた時間

（2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間

（3） 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間

（勤務日数の限度等）

第3条 服務監督教育委員会は、条例第8条第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間を割り振る場合において、対象期間が3箇月を超えるときには、当該対象期間について1年当たり280日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、旧対象期間（対象期間が3箇月を超える場合において、当該対象期間の初日前1年以内の日を含む3箇月を超える期間を対象期間として定めたものをいう。以下同じ。）がある場合において、次の各号にいずれかに該当するときは、280日又は旧対象期間について1年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から1日を減じた日数のいずれか少ない日数を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。

(1) 1日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが、旧対象期間において1日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの又は9時間のいずれか長い時間を超えるとき。

(2) 1週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが、旧対象期間において1週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの又は48時間のいずれか長い時間を超えるとき。

2 服務監督教育委員会は、条例第8条第1項の規定により正規の勤務時間を割り振る場合には、10時間を超えない範囲内で1日の勤務時間を割り振るものとし、52時間を超えない範囲内で1週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が3箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

(1) 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下であること。

(2) 対象期間をその初日から3箇月ごとに区分した各期間（3箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週の初日の数が3以下であること。

3 服務監督教育委員会は、条例第8条第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定めた場合（同条第4項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、条例第8条第1項の規定による週休日及び正規の勤務時間の割振りの手続に関し必要な事項は、服務監督教育委員会が定める。

（条例第8条第3項の教育委員会規則で定める事項）

第4条 条例第8条第3項第1号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める同条第1項の規定による週休日及び正規の勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると服務監督教育委員会が認める者とする。この場合において、服務監督教育委員会は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の

配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮しなければならない。

- 2 条例第8条第3項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める対象期間は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）の全部又は一部を含む期間であって、各義務教育諸学校等の実情に応じ、服務監督教育委員会が必要と認める期間とする。
- 3 条例第8条第3項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める対象期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、同条第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び正規の勤務時間を割り振るものとする。
- 4 条例第8条第3項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める対象期間を設定することができる期間の範囲は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 5 条例第8条第3項第4号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であって、各義務教育諸学校等の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。
- 6 条例第8条第3項第4号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める特定期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、同条第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び正規の勤務時間を割り振るものとする。
- 7 条例第8条第3項第5号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、服務監督教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。
- 9 第7項ただし書の特別の事情がある場合において、服務監督教育委員会は、対象期間において6日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において1週間に1日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、1週間に1日以上割合で育児短時間勤務等の内容に従った週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。
- 10 服務監督教育委員会は、条例第8条第3項第5号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務

務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 9時間
- (2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 8時間30分
- (3) 第1号及び前号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分

(対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分した場合の勤務日の数及び総勤務時間の割振り)

第5条 服務監督教育委員会は、条例第8条第4項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下「最初の期間」という。)を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日を除いた日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては服務監督教育委員会が定める日数)とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 服務監督教育委員会は、前項の区分をし、条例第8条第4項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数に当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては服務監督教育委員会が定める時間)を乗じて得た時間を合計した時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 9時間
- (2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 8時間30分
- (3) 第1号及び前号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分

(勤務することを要しない時間の指定)

第6条 条例第9条第1項の4週間を超えない期間につき1週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として4週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して4週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、4週間を超えない1週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第9条第1項の勤務することを要しない時間の指定は、15分を単位として行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。